

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年10月10日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	500kV超高压開閉所外壁(2号機OFケーブル油槽室前)において、雨漏れが認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
2	4号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器貝殻除去装置(B)排水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃。	GⅢ	
3	3・4号廃棄物処理設備	復水補給水系高電導度廃液系サンプポンプ(E)封水流量指示計において、指示板目盛の一部剥離が認められたため、当該指示板を修理。	対象外	